

(様式 1-3)

仙台市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	44	事業名	被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）	事業番号	C-4-1
交付団体	宮城県		事業実施主体（直接/間接）	仙台市（間接）	
総交付対象事業費	1,913,051（千円）		全体事業費	1,913,051（千円）	

事業概要

当地区は水稲、転作麦・大豆等の土地利用型農業や野菜を中心にした複合経営が展開されている本市の最重要な生産基盤の地域であるが、東日本大震災の甚大な被害を受け、農業用機械・施設はほぼ壊滅状態で、営農継続が困難になっている。このため、本事業を活用し、営農再開に必要な農業用機械等を仙台市が一体的に整備・貸与することにより、本市における今後の営農のモデル的な取組となる、「集落営農方式」の実現に向け、支援していく。

【集落営農方式とは】

集落等地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が、農業生産を共同して行なうために組織化したもので、今までは大豆、麦等の集団転作を中心に活動していたが、復興に当たっては既存組織を再編・活用し、本市の基幹である稲作や野菜作にも展開していく。

当面の事業概要

整備の方向性

- ・ 津波エリア内の被災した機械等を原則集落単位で整備する。
- ・ 個々の農業者が農業用機械を所有する状況から脱却し、集落営農組織に貸与し効率的な利用を図る。
- ・ 農地の復旧の進捗とペースを併せ、ほ場整備計画も視野に入れた大規模化に対応した整備を行う。

<平成 24 年度> 事業費：1,359,200 千円（県附帯事務費 5,000 千円を含む）

- ・ 平成 25 年度作付に利用する農業用機械の整備、育苗用農機具等の整備
- ・ 地区数：3 地区（六郷・七郷・高砂）

集落：（六郷・・・二木、三本塚、井土、種次・藤塚、  
七郷・・・四ツ谷、笹屋敷、荒浜、神屋敷、藤田、  
高砂・・・新浜・南蒲生、上岡田・下岡田・堀切・荻袋）

※着手予定が平成 24 年 7 月、9 月の機械等は、本市 6 月議会（予定）で予算の承認を受け、早期に事業着手を行う必要がある。

<平成 25 年度> 事業費：553,851 千円（県附帯事務費 1,000 千円を含む）

- ・ 平成 25 年度後半から利用する平成 26 年度作付開始分の農業用機械の整備  
※農地の復旧状況やほ場整備の進捗状況に合わせて、機械等の導入を進めていく予定。
- ・ 機械導入と農地の復旧、ほ場整備との関係

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度以降
農地の復旧（除塩事業等）		500ha	900ha	400ha	整備終了
ほ場整備（農地の区画整理、農道・用排水路整備）				→	
機械の整備	東日本大震災農業生産対策交付金	→			
	被災地域農業復興総合支援事業		→		事業期間 H24~H25

東日本大震災の被害との関係	
<p>本市の農地は、東日本大震災により市東南部において約1,800haに及ぶ津波被害を受け、農地への海水流入、農業機械・施設の流失、損壊等により、営農の継続が困難になっていたが、平成24年度には約500ha、25年度には約900haの農地が作付可能となり、営農再開する予定である。平成24年度再開予定地については、被害を免れた機械や東日本大震災農業生産対策交付金で整備した機械により営農再開が可能であるが、平成25年度再開予定地については機械・施設は壊滅状態であり、その整備が緊急の課題となっている。</p> <p>このため、本事業を活用し、営農再開に必要な農業用機械等を仙台市が一体的に整備・貸与することにより、営農再開を支援していく。また、同時に大区画圃場整備による生産性向上を図るとともに、集落営農組織の法人化や特区制度の活用などにより経営基盤強化を図っていく</p>	
関連する災害復旧事業の概要	
<p>・直轄特定災害復旧事業仙台東地区</p> <p>農地に堆積した土砂などの撤去、畦畔等の復旧を行うとともに、耕起、湛水除水などの農地の除塩、基幹排水機場、用排水路等の農業用施設の復旧を行う。</p> <p>農地復旧・除塩：約1,800ha      施設復旧：排水機場4箇所ほか</p> <p>・直轄特定災害復旧関連事業</p> <p>再度災害の防止、農業経営の安定、国土保全に資することを目的に特定災害復旧事業と併せて、ほ場区画の整備（1,909ha）を行う。</p> <p>※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。</p>	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	